

領収済通知書		国庫金	生産性向上										
あて先 <small>〔歳入徵収官、歳入徵収官代理、分任歳入徵収官又は分任歳入徵収官代理官職氏名並びに所属府名及び所在地〕</small>	令和 年度 (所 管) 特別会計 (番 号) (取扱序名 (番 号)) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">納付金額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">億</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">十</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">万</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">十</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> </tr> </table>			納付金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	納付金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円			
(住所) (氏名) 殿	納付目的 データ提供手数料 上記の金額を領収しました。 (領収日付印)												
	納付場所 日本銀行（本店・支店・代理店又は歳入代理店）												

備 考

- 1 用紙の大きさは、各片ともおおむね縦11cm、横21cmとすること。
- 2 各片は左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。ただし、上端を接続することが事務処理上便宜である官署であっては、上端に太線を引き、上端を接続するものとする。
- 3 各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）については、複写により記入するものとする。
- 4 取扱序名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程第86条の2又は歳入徵収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和40年大蔵省令第67号）附則第4項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徵収官ごとの取扱序番号を付するものとする。
- 5 勘定のある特別会計にあっては、「(取扱序名 (番号))」を「(取扱序名 (番号)) | (勘定区分)」と読み替えるものとする。
- 6 分任歳入徵収官が発する納付書にあっては、領収控の片の左上余白に分任歳入徵収官官職氏名並びに所属府名及び所在地を記入する。
- 7 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。